令和6年度　運営指導の結果

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

１　例年指摘が多い事項

（全サービス・法令遵守）

①運営規程の内容に変更が生じたら、変更が生じた日から１０日以内に変更届を提出する必要があるが、提出されていない。

⇒営業日、営業時間、サービス提供時間、定員など運営規程の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から１０日以内に必ず変更届を提出してください。

※管理者変更、サービス提供責任者や介護支援専門員の増減、
　事業所の電話番号やメールアドレスの変更等も同様です。

（全サービス・報酬関係）

②加算算定の届出をしているものの、実際には算定されていない加算がある。

⇒加算等が算定されなくなる状況が生じた場合や、算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに算定の取り下げについて届け出るようお願いいたします。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

1　例年指摘が多い事項

（全サービス・運営の基準関係）

③サービス担当者会議等において、利用者の家族のうち複数名の個人情報を用いる可能性があるにも関わらず、当該複数の家族の同意が文書にて得られていなかった。

⇒当該利用者の家族の代表者から同意を得るだけでなく、個人情報を使用する可能性のある家族全員から文書にて同意を得てください。

④市に事故報告書を提出していなかった。

⇒サービス提供中に事故が発生した場合、高槻市の「介護保険事業者等における事故発生時の報告手続き等の取扱い要領」の事故の範囲に該当するものは、所定の様式にて事故報告書を提出してください。

２　令和６年度に指摘が多かった事項

（全サービス・運営の基準関係）

①重要事項説明書には、「従業者の勤務体制」を記載してください。

「従業者の勤務体制」とは、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を差します。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

２　令和６年度に指摘が多かった事項

②職場におけるハラスメントにより就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、相談窓口を定め、従業者に周知すること。

セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。

２　令和６年度に指摘が多かった事項

③虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、各事項について検討すること。

発生件数や事案の報告のみとならないよう、ご注意ください。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

２　令和６年度に指摘が多かった事項

④虐待の防止のための指針を整備すること。

指針は整備されているものの、指針の内容に不備があるケースが散見されましたので、ご注意ください。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

２　令和６年度に指摘が多かった事項

⑤業務継続計画や感染症の予防及びまん延防止のための対策などの

　各種訓練及び研修は全従業者に対して実施するとともに、実施した記録を残すこと。

実施日当日に受講できなかった従業者に対しては、後日記録を共有するなどして必ず内容を把握していただくようにしてください。

また、訓練と研修を同時に開催している場合は、「訓練」と「研修」が明確に区別できるよう記録を作成してください。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

２　令和６年度に指摘が多かった事項

（特定事業所加算・サービス提供体制強化加算）

⑥従業者のうち介護福祉士の占める割合等について、各加算の要件を満たしていることを確認し、記録に残すこと。

特定事業所加算（訪問介護）やサービス提供体制強化加算を算定している事業所は、介護福祉士等の割合に関する人材要件や重度要介護者等対応要件について、毎年度計算する必要があります。（ただし、前３月の実績を適用する場合は、毎月計算すること）

加算の算定開始時だけでなく、日頃から要件を満たしていることがすぐに確認できるよう記録しておくことに留意してください。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

２　令和６年度に指摘が多かった事項

（居宅介護支援）

⑦退院・退所加算について、要件である病院等の職員との面談を行うこと。

電話・FAX等で情報収集を行うだけでは算定できません。病院等の職員との面談を行う必要があります。

２　令和６年度に指摘が多かった事項

（訪問介護）

⑧サービス提供時間が訪問介護計画に位置付けられた時間より短くなった、または延長した場合、実際にサービス提供をおこなった時間で請求を行うのではなく、訪問介護計画において位置づけられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で請求を行うこと。

実際のサービス提供時間が訪問介護計画に位置付けられた時間よりも著しく増減する状態が続く場合は、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行ってください。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

２　令和６年度に指摘が多かった事項

（通所介護）

⑨通所介護の所要時間について、当日の利用者の心身の状況等により、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定してください。

なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所介護計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。